

# 令和8年度みえスタートアップ実証実験サポート事業業務委託 業務仕様書

## 1 目的

県では、県内の地域課題や社会課題の解決に向け、地域内で自律的かつ継続的にスタートアップを成長させる持続可能な「みえスタートアップエコシステム」の構築を目指しています。令和5年度には、スタートアップ支援の取組を加速させ、三重発スタートアップを創出するために、金融機関・高等教育機関・経済団体・支援機関等の県内外の関係機関が一体となった支援体制「みえスタートアップ支援プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）」を立ち上げ、起業家精神の機運醸成・イノベーションの促進を目的としたイベントの開催等を行い県内スタートアップの支援を行ってきました。

さらなる課題解決を促進するためには、県内スタートアップに加え、県外スタートアップも活動できるよう、県内の実証フィールド（※）を活用した実証実験を支援する受入体制の整備が必要です。

本業務では、「みえスタートアップエコシステム」の構築に向け、プラットフォーム参画機関やワンストップ窓口等を活用した県内スタートアップに対する成長支援だけでなく、県外スタートアップが県内実証フィールドを活用した自らの成長に資する実証実験について、実証フィールド提供先との調整等の支援を行い、県外スタートアップの誘致を目的とします。

※実証フィールドとは、スタートアップが開発した新製品やサービスの社会実装に向けて、県内企業、大学、金融機関、自治体等が連携して実証実験を行う場所をいいます。

## 2 業務名称

令和8年度みえスタートアップ実証実験サポート事業業務委託

## 3 履行期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

## 4 業務概要

### (1) 業務内容

#### ア 県外スタートアップに係る調査

##### a 調査目的

- ・スタートアップが求める実証実験の具体的な条件及び事業の拡大状況等を把握するために行う。

##### b 調査対象とするスタートアップ

- ・以下に示す①から③の全ての要件を満たすこと。なお、④は要件を満たしていることが望ましい。

① SHIBUYA QWS（シブヤ キューズ）や STATION Ai（ステーション エーアイ）等に活動拠点を置いていること。

※なお、上記2か所の事業共創施設に関しては、県が会員となる予定であり、スタートアップへの接触にあたっては、県へ事務手続きの依頼をすること。

- ② 地方の課題解決を目的とした製品やサービスの開発を行っていること。
- ③ 開発する製品やサービスが、地方の課題を解決できるかの検証を終えており、地方に価値を提供するために構築すべき最小限の製品やサービスを開発し、課題解決方法が現実的に提供可能かを検証する段階にあること。  
(想定)
  - ・開発途中の製品やサービスが実際に機能するかの検証（PoC（概念実証））を支援する自治体や企業の事業に、過去採択されたスタートアップ
  - ・開発する製品やサービスを紹介する Web サイト等において、ベータ版（正式に販売や配布する前に、不具合や不適切な箇所がないかを確認しなければならない状態にある製品やサービス）をリリース等と記載しているスタートアップ
- ④ 資金調達（補助金やビジネスコンテスト等による賞金獲得も含む）を達成していること。

#### c 調査方法

- ・県と事前に協議を行うこと。  
(想定)
  - ・スタートアップの企業情報が掲載されたデータベース検索
  - ・自治体及び企業が実施する実証実験事業における採択企業が掲載された Web サイト検索
  - ・スタートアップ展示会等のイベントでのブースヒアリング

#### d 調査結果の取りまとめ

- ・bの要件を満たし、県内での実証実験を希望するスタートアップを10社以上発掘すること。
- ・次の項目について情報収集し、一覧表として取りまとめること。  
「企業名、代表者名、所在地、従業員数、資金調達額、開発する製品やサービスの概要（100文字程度）、求める実証実験の条件（実証実験の目的、実証期間、実証フィールド、その他）、企業ホームページ、その他」

### イ 県内実証フィールドに係る調査

#### a 調査目的

- ・スタートアップと実証フィールド提供者とのミスマッチを防ぎ、令和8年度以降の実証実験を円滑に進めるため、県外スタートアップの希望条件に合う提供可能な実証フィールドに係る情報収集や関係者の調整を行う。

#### b 調査対象とする実証フィールド

- ・以下に示す実証フィールドをそれぞれ調査すること。
  - ①「ア 県外スタートアップに係る調査」で把握できた実証条件に適合すること。
  - ②プラットフォーム参画機関が提供できること
  - ③①、②以外の県内企業等が提供できること。

#### c 調査方法

- ・以下に示す方法を全て実施すること。なお、①、②の調査方法及びその他方法で追加調査する場合には県と事前に協議を行うこと。

- ①「ア 県外スタートアップに係る調査」で把握できた実証条件に基づき、自治体や企業等に対してのヒアリング。
- ②プラットフォームに参画する全機関を対象としたアンケート調査。

#### d 調査結果の取りまとめ

- ・「ア 県外スタートアップに係る調査」で把握できた実証実験の条件に基づき、自治体や企業等に対してのヒアリングやプラットフォームに参画する機関に対してのアンケート調査等を通じて、提供可能なフィールドを10件以上の収集を目標とすること。
- ・次の項目について情報収集し、一覧表として取りまとめること。  
「団体名（企業名、自治体名等）、担当者名、団体の所在地、提供フィールドの名称（施設名等）、提供フィールドの写真、提供フィールドの所在地、フィールド提供者が抱える課題もしくは用途（例：中山間地域における非効率な物流、高齢者の転倒リスク検知が必要な環境等）、実証実験の実績、提供にあたっての制約、県ホームページへの公開可否、その他」
- ・その他、必要に応じて県と協議を行うこと。

### ウ 県外スタートアップに対する実証実験への支援

#### a 支援目的

- ・円滑に実証実験を実施するために、県外スタートアップと県内実証フィールド提供者との調整を行う。

#### b 対象とするスタートアップ

- ・アbを前提とし、加えて過去に実証実験の実績があれば望ましい。

#### c 実証実験数

- ・3件以上の実施を目標とすること。

#### d 県外スタートアップの募集

- ・実証実験を希望する県外スタートアップの募集を行うこと。
- ・募集案内及び申込書を作成するとともに、SNS 広告、チラシ、web サイト等を活用して参加者を募集すること。
- ・募集期間を十分に取り、参加者の発掘に努めること。
- ・募集に使用するツールについてはあらかじめ県と協議のうえ、県が承諾したものを使用することとする。
- ・応募の受付、問い合わせの対応、応募者名簿の作成を行い、応募状況や問い合わせの内容などは適宜県へ報告すること。
- ・その他、必要に応じて県と協議を行うこと。

#### e スタートアップの応募促進を目的とした説明会の開催

- ・開催回数は、原則1回以上とする。
- ・開催日時は、県と受託者が事前協議して決定すること。
- ・開催場所は、上記ア、イの調査状況を踏まえ、SHIBUYA QWS か STATION Ai の会場等で開催すること。

※なお、上記2か所の事業共創施設に関しては、県が会員となる予定であり、説明会の開催にあたっては、県へ会場確保に係る事務手続きの依頼をすること。

- ・開催にあたり本事業の目的を十分に踏まえ、企画段階から県と情報共有を図ること。
- ・会場の確保や登壇者との調整等、必要準備を原則全て行うこと。
- ・誘客・広報 PR を実施する等、本事業のプロモーションに努めること。
- ・参加者が実証実験に関しての相談や参加者同士で交流できる機会を設けること。
- ・実証実験プログラム説明会の参加者に対して、次回以降の企画内容を向上させるために、アンケート等を実施すること。
- ・実証実験プログラム説明会の内容について、記事化を行い、Web サイトで公開するとともに、機運醸成のために情報発信を行うこと。
- ・本記事の内容は事前に県と相談すること。
- ・どの媒体で発信するかについて、事前に県と受託者の間で協議のうえ決定することとする。
- ・その他、必要に応じて県と協議を行うこと。

#### f 県外スタートアップの選定

- ・選定にあたっては、審査委員会を開催すること。
- ・公平性に鑑み、県・受託者以外からも審査委員を選任すること。
- ・その他、必要に応じて県と協議を行うこと。

#### g 実証実験のマッチング

- ・選定された県外スタートアップに対して、実証実験実施に必要な実証フィールド提供先との調整及び実証フィールド提供の支援をする。
- ・実証実験中においても、実証実験に協力を得る必要がある自治体や企業等とのマッチングの支援をする。
- ・実証実験に係るその他の伴走支援等も行うこと。
- ・実証実験の期間は4か月以上設けるように計画を立てること。
- ・その他、必要に応じて県と協議を行うこと。

#### h 成果報告会の開催

- ・開催回数は、原則1回とする。
- ・開催日時は、令和9年2月までに開催すること。
- ・開催場所は、公共交通機関によりアクセス可能な県内会場で開催すること。
- ・参加者の目標数は、50名以上を目標とすること。
- ・開催にあたり本事業の目的を十分に踏まえ、企画段階から県と情報共有を図ること。
- ・スタートアップによる県内での実証実験の促進を目的とした内容とすること。
- ・会場の確保や登壇者との調整等、必要準備を原則全て行うこと。
- ・誘客・広報 PR（パブリックリレーションズ）を実施する等、本事業のプロモーションに努めること。
- ・発表に対する講評者は4者程度とする。
- ・参加者が交流できる機会を設けること。
- ・成果報告会の参加者に対して、次回以降の企画内容を向上させるために、アンケート等を実施すること。

- ・成果報告会の内容について、記事化を行い、Web サイトで公開するとともに、機運醸成のために情報発信を行うこと。
- ・本記事の内容は事前に県と相談すること。
- ・どの媒体で発信するかについて、事前に県と受託者の間で協議のうえ決定することとする。
- ・その他、必要に応じて県と協議を行うこと。

## エ 県内スタートアップに対する成長支援

### a 支援目的

- ・これまでに創出された三重県発スタートアップやこれから創業を考える起業家予備軍の事業拡大を促進するために行う。

### b ワンストップ窓口の運営

- ・本事業の契約締結後、2か月以内を目標にワンストップ窓口を開設すること。
- ・スタートアップに関する実証実験、販路拡大や資金調達等の相談に対応できる者を1名以上選定すること。
- ・選定基準として、スタートアップに係る人材（起業家、地方銀行、VC(ベンチャーキャピタル)、エンジェル投資家、大学教員等）とのネットワークを有する、スタートアップ支援事業のプロジェクトマネージャーもしくはコミュニティマネージャーの経験者等、スタートアップ支援に詳しい者とする。
- ・選定された者は、月に2日以上オンラインにて相談等への対応時間を設けること。
- ・1回あたりの相談時間は、30分から60分程度とすること。
- ・1月5件以上の相談対応を目標とすること。
- ・相談者の事業を成長させるため、必要に応じて相談者とプラットフォーム参画機関等との関係構築の場を設けること。
- ・県が実施するスタートアップ関連事業にも参加し、当窓口への相談を誘導すること。
- ・その他、必要に応じて県と協議を行うこと。

## オ スタートアップ支援施策に係る情報発信

### a 発信目的

- ・本事業の内容や県のスタートアップ支援施策を認知してもらうため、県内外のスタートアップ及びスタートアップ支援機関（地方銀行、VC(ベンチャーキャピタル)、エンジェル投資家、大学教員等）に対し、情報発信を行う。

### b SNS 広告

- ・スタートアップ支援に係る県主催のイベントに対して集客を目的とした情報発信を行うこと。
- ・広告を掲載する SNS は事前に県と協議のうえ、決定することとする。
- ・プラットフォーム参画機関が主催するイベントに対しても、周知や応募促進を目的として SNS 広告を活用することができるが、掲載にあたっては事前に県と協議のうえ、決定することとする。

## カ 全体の共通事項

### a 事業共創施設（SHIBUYA QWS 及び STATION Ai）の活用

- ・受託者は、県と事前に協議のうえ、SHIBUYA QWS 及び STATION Ai で開催されるイベント等に県職員と3回以上参加すること。
- ・本事業や県のスタートアップ支援施策に関わる県内外のスタートアップ及びスタートアップ支援機関（地方銀行、VC(ベンチャーキャピタル)、エンジェル投資家、大学教員等）に対して有益なイベントやプロジェクト等があれば、県と事前協議のうえ、情報共有や参加促進等を行うこと。

### b 事務

- ・県と受託者の打合せの連絡調整及び司会進行を行うこと。
- ・本事業で開催するイベントに関して、参加者名簿を県へ共有すること。
- ・上記アからオに係るすべての事務は、本業務に含むものとする。
- ・その他、必要に応じて県と協議を行うこと。

### c Web サイトの利用に関する留意事項

- ・Web サイトについては、原則、令和6年度に作成したページ (<https://tokowaka-startup.pref.mie.lg.jp/>) を使用することとする。
- ・三重県ドメインでない Web サイトを廃止する際には、あらかじめ廃止する際に、運用停止に関する案内を行うこととし、情報発信終了後も、運用停止に関する案内を継続すること。また、運用停止後も、一定期間ドメインを保持すること。
- ・本事業の Web サイトを構築するにあたり、ドメイン取得が必要となる場合は、原則、三重県ドメイン (pref.mie.lg.jp) を使用すること。ただし、本事業受託事業者が運営する Web サイトの配下にページ作成をする場合等は、その限りではない。
- ・令和7年度に作成した本事業 Web サイトの管理については、同年度受託事業者よりドメインを引き継ぐこと。また、引き継いだ Web サイト上で、その Web サイトの停止及び令和8年度に使用する Web サイトの案内をすること。

### d その他

- ・受託者は、本事業の趣旨・目的に資するために、本事業のコンサルタント業務、全体企画・管理業務、実績や成果（イベントの参加者数やその属性・分析、参加者・登壇者等の参加目的や感想、参加者・登壇者間での交流やマッチング等）に関すること、登壇者や参加者・関係者等が本事業を契機として新たな行動を起こした事例、ワンストップ窓口の相談内容等）の把握業務について、必要な知見を有する人材を不足なく配置し、受託者の責任において監督や指示のもとこれを進めること。
- ・受託者は、本事業の運営等に関し各イベントの講師等を招聘するほか、必要な設備・備品・消耗品を手配・調達・設置し、適切な運営に努めること。
- ・受託者は、本事業で開催するイベントに関して誘客・広報 PR を実施するほか、必要なマーケティング等を実施する等、本事業のプロモーションに努めること。
- ・受託者は、登壇者やその関係者、企画・運営の関係者等へアンケートを実施する等、成果事例（登壇者や参加者・関係者等が本事業を契機として新たな行動を起こした事例等）の把握に努め、定期的に報告すること。

## (2) 委託業務実績報告書の提出

受託者は委託業務終了後、下記に留意のうえ、委託業務実績報告書を県に提出するものとする。

ア 提出方法

委託業務実績報告書の内容や体裁は次のとおりとし、紙（A4両面）1部と電子データ（Word、Excel、PDF）を提出するものとする。

イ 提出期限

履行期限である令和9年3月19日（金）までとする。

ウ 成果品

- a 業務全体の内容に関する実施記録（写真等含む）
- b 「県外スタートアップに係る調査」及び「県内実証フィールドに係る調査」の調査報告
- c 実証実験の実績に関する資料
- d 成果発表会等に係るアンケート等の結果・分析
- e その他委託者が指示したもの

5 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

6 その他特記事項

- (1) 受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 発注所属に報告すること。
  - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受託者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第176条、第180条及び第184条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- (4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及

び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

- (5) 本業務により発生した成果物の著作権は、引き渡しが完了したときに三重県に移転するものとする。
- (6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。
- (7) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

## 7 担当所属

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部産業イノベーション推進課技術革新班 担当：奥村、小松

電話：059-224-2227 電子メール：[sougyo@pref.mie.lg.jp](mailto:sougyo@pref.mie.lg.jp)